

令和3年度「地域協働・貢献型宿泊施設促進事業」に関する
業務受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和3年度「地域協働・貢献型宿泊施設促進事業」に関する業務の委託について、プロポーザルの実施により応募者から提出された提案書類を審査し、受託候補者の選定を行うため、令和3年度「地域協働・貢献型宿泊施設促進事業」に関する業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 令和3年度「地域協働・貢献型宿泊施設促進事業」に関する業務受託候補者選定審査基準による受託候補者の決定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号を掲げる者をもって組織する。

- (1) 産業観光局 観光MICE推進室 観光戦略担当部長
- (2) 産業観光局 観光MICE推進室 宿泊環境整備課長
- (3) 産業観光局 産業企画室 調査係長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は産業観光局 観光MICE推進室 観光戦略担当部長とする。
- 3 委員長は委員会を総理し、会務を統括する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保したうえで、公正、公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報については、この限りではない。

(事務処理等)

第7条 委員会に関する庶務は、観光MICE推進室が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長と事務局が協議のうえ別に定める。

附則

- 1 この要綱は令和3年9月15日から実施する。
- 2 この要綱は受託候補者の決定に伴い、その効力を失う。